

# 認定事例

(災害補償課)

## 負傷により療養補償及び傷病補償年金を受給していた民間協力者（救急業務協力者）が死亡した事案（遺族補償の適用）

### 1 災害を受けた者

A県B市 民間協力者 災害発生当時79歳 無職

### 2 災害発生日

平成23年9月18日（日）

### 3 災害発生状況

夫婦で公園内を散歩していたところ、倒れている女性を発見し通報。サイレン音が聞こえてきたので依頼されていた救急車の誘導のため歩道に出る際、公園の植え込みの間で躓き転倒。歩道が植え込みから50cm程低くなっており、地面に頭部から落下し打ちつけたため意識を消失し救急搬送。

なお、意識の消失は死亡まで継続。

### 4 傷病名及び程度

びまん性軸索損傷（脳が激しく揺り動かされたために脳神経細胞の線維（軸索）が広範囲に断裂し、明らかな脳組織の挫滅や血腫はないが、受傷直後から6時間を超えた意識消失がある場合をいう。つまり、意識のない原因を、脳の細胞レベルの損傷が広範囲に生じたためと考えたもの。）、廃用症候群（意識消失等による安静状態が長期に渡って続くことによって起こる、様々な心身の機能低下）、低酸素脳症

治療から約5年後に死亡

### 5 治療経過

平成23年9月18日、A病院に救急搬送後、創傷処理、気管切開術等行い、平成24年5月8日、B病院に転院。胃瘻造設。

療養開始から1年6か月が経過した平成25年4月から、傷病等級1級第3号に該当するものとして傷病補償年金に移行。平成25年11月5日C病院に転院。その後入退院を繰り返す。

返す。

平成28年9月11日、免疫不全（長期間に及ぶ重篤な病気が原因で免疫システムが正常に働かないことにより、通常に比べて感染症が頻繁に発症したりすること）、敗血症（元々の体力低下等を背景に、感染症が全身、特に臓器に波及したもので、非常に重篤な状態）、肝腎症候群（肝機能障害によって引き起こされた急性腎不全）で死亡。

### 【説明】

本件災害の当初傷病については、救急業務に起因するものとして損害補償が適用されたが、その死亡に対しても損害補償が適用されるには、医学経験則上、当初傷病の自然経過によるなど当初傷病との間に相当因果関係が認められる必要がある。特に、被災者の場合は高齢で、受傷から死亡までの時間的経過もあるため、救急業務に起因せず、年齢的な理由で死亡した可能性も考慮しなければならない。しかし、この点については、医学的知見によれば、被災者が救急業務に起因して意識を消失し、いわゆる植物状態になった時点で、既に早期の死亡が予定されているほどの症状・状態であったが、医学的管理及び家族の介助が高度できめ細やかであったため、その予定が延びたに過ぎないとのことであった。

したがって、本件死亡については、医学経験則上、受傷時から既に当初傷病と相当因果関係をもって生ずることが予見されていたものであり、当初傷病から時間的経過があるものの、当該経過は相当因果関係を否定する程度ではないと考えるのが妥当であるため、当該業務に起因する死亡であると認められる。

# 認定事例

以上のことから、本件災害における被災者の死亡については、救急業務により受傷した当初傷病との間に相当因果関係が成立してい

るため、当該業務に起因する死亡であると認められることから、損害補償（遺族補償）の適用があるものと判断した。